

令和元年分 町県民税申告・所得税の確定申告

【期 間】2月17日(月)～3月16日(月)の役場開庁日

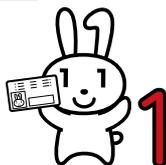
【時 間】9時～16時30分(木曜日は18時30分まで受付)

※税務署への引き渡し事務があるため、時間外の受付

はできません。

【場 所】役場1階 101会議室

【問合先】税務課 税務係 ☎65・1076



桂川町での申告受付日程表

| 月 | 日 | 曜日 | 対 象 | 月 | 日 | 曜日 | 対 象 |
|-----|-----|-------------|--------------|----|-----|------------|---------------------------|
| 2月 | 17日 | 月 | 農業所得 | 3月 | 1日 | 日 | 平日に申告できない方 (9時～16時30分) |
| | 18日 | 火 | 農業所得 | | 2日 | 月 | 土居三・平山一 |
| | 19日 | 水 | 笹尾一 | | 3日 | 火 | 土師五・天道・グレインヒルズ |
| | 20日 | (木) | 笹尾二 | | 4日 | 水 | 土師一・土師七 |
| | 21日 | 金 | 土居二・二反田団地 | | 5日 | (木) | 土師二 |
| | 25日 | 火 | 瀬戸・九郎丸 | | 6日 | 金 | 土師六・土師八 |
| | 26日 | 水 | 寿命・土師十 | | 9日 | 月 | 土居一 |
| | 27日 | (木) | 中屋・土師四・泉ヶ丘団地 | | 10日 | 火 | 吉隈一・吉隈二・土師三 |
| 28日 | 金 | 豆田・土師九・吉隈本町 | 11日 | | 水 | 吉隈三・弥栄・桂ヶ丘 | |
| | | | | | 12日 | (木) | 第一豆田・貴船・橋 |
| | | | | | 13日 | 金 | 内山田・平山二 |
| | | | | | 16日 | 月 | 全行政区 |

※(木)は18時30分まで受付
 ※日程の都合が悪い場合、他行政区の日でも申告できます
 ※飯塚税務署でも申告できます

飯塚税務署での申告

【申告会場開設日】2月17日(月)から

(土)・(日)・祝日は休み(飯塚市芳雄町13-6)

【受付時間】9時～16時 ※受付時間終了間際は大変混雑するので、お早めにご来場ください。申告書を書面で提出する方は、郵送でお早めをお願いします。

令和元年分税申告期限と納期限

【所得税および復興特別所得税・贈与税】

令和2年3月16日(月)まで

【個人事業者の消費税および地方消費税】

令和2年3月31日(火)まで

※申告書等の作成は、国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」で検索

- ①マイナンバーの記載
- ②申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

確定申告インフォメーション

ID・パスワード方式で申告

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信!
- 源泉徴収票などの添付書類は提出不要!
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存!

QRコード



スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます!

確定申告は電子申告で! 国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書を作成・提出することができます。是非ご利用ください。

公的年金等受給者の方へ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、その年分の、所得税の確定申告をする必要はありません(住民税の申告が必要な場合があります)。

※この場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができません。

※65万円の青色申告特別控除など、確定申告書を提出することが要件となっている特例を適用される場合は、申告不要制度に該当しても確定申告書の提出が必要場合があります。

※確定申告に関する情報については国税庁ホームページをご覧ください。

桂川町控除対象障がい者認定について

身体や精神に障害のある65歳以上の要介護認定高齢者(要介護1～5の人)は、障害者手帳をお持ちでない方でも、介護保険の認定情報の内容により、所得税及び住民税の障がい者控除の対象となることがあります。該当される方で税の申告等に必要の場合は、控除対象障がい者認定書を発行いたします。(発行には10日間程かかります。)既に身体障害者手帳、療育手帳を所持している方、本人の所得税および住民税が非課税、または扶養者が非課税の方は申請する必要はありません。申請に関する内容は、下記までお問合せください。

【問合先】保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097